

**健康保険被保険者証の一斉更新にともなう限度額適用認定証  
および特定疾病療養受領証の取り扱い等について（お知らせとお願い）**

富士通健康保険組合より発行しております「健康保険被保険者証」につきましては2020年3月31日に有効期限を迎えます。

現在、使用されている健康保険被保険者証につきましては、2020年4月1日以降使用できなくなりますのでご注意ください。

**【限度額適用認定証の取り扱いについて】**

2020年2月上旬に発行する一般被保険者・被扶養者の方の新健康保険被保険者証は全員の方が記号1000番となるため、現在お持ちの限度額適用認定証の記号が、事業所記号の方は、新健康保険被保険者証の記号と異なることとなりますが、**限度額適用認定証に印字されております有効期限までは使用できます**ので、病院の窓口へご提示ください。

**【特定疾病療養受領証の取り扱いについて】**

2020年2月上旬に発行する一般被保険者・被扶養者の方の新健康保険被保険者証は全員の方が記号1000番となるため、現在お持ちの特定疾病療養受領証の記号が、事業所記号の方は、病院や自治体への医療費助成申請時などに支障があるため、**記号1000番で更新（作成）いたします。**※すでに記号1000番をお持ちの方はそのままお使いください。

更新（作成）した特定疾病療養受領証は、お勤めされている会社の人事総務部経由にて2020年2月上旬にお手元に届くよう配布いたしますので、お受け取りいただき、新健康保険被保険者証が届きましたら合わせて病院や自治体の窓口にご提示ください。なお、現在お持ちの特定疾病療養受領証につきましては、ご自身で細かく裁断し廃棄していただきたくようお願いいたします。

**【2019年11月6日以降に転居された（される）方は郵便局へ「転送サービス」のご依頼を】**

重ねてのご連絡となりますが、2020年2月上旬に、新健康保険被保険者証（2019年11月5日現在の加入者データを用いて約22万人の保険証を約3か月かけて作成）を被保険者ご自宅宛ての簡易書留郵便で送付します。

転居された（される）方は**郵便局の「転送サービス」のご依頼をお忘れなくお願いいたします。**

※ご家族が別居の場合でも、新健康保険被保険者証は被保険者の住所へ送付いたします。

**【富士通健康保険組合の適用事業所間異動時の健康保険被保険者証の発行について】**

2013年3月21日以降の富士通健康保険組合の適用事業所間の異動時に、お持ちの健康保険被保険者証の記号が、異動前の事業所記号の場合には、異動後に記号1000番の健康保険被保険者証を発行していましたが、2019年11月1日以降に異動される方については、**2020年2月上旬に、記号1000番の新健康保険被保険者証を発行することから、異動後の発行はいたしませんので、現在お持ちの健康保険被保険者証を引き続きお使いいただきますようお願いいたします。**

以上

【お問い合わせ先】 富士通健康保険組合 適用給付レセプトグループ  
外線：044-738-3010※音声案内は【3】を押してください。